

東海財務局における女性活躍とワークライフバランス推進のための取組

東海財務局では、女性活躍とワークライフバランス（以下、WLB）実現に向けて、「財務局女性職員活躍とWLB推進のための取組計画」に基づき、「働き方の改革」「育児等と両立して活躍できるための改革」「女性活躍推進のための改革」を3つの柱として取り組んでいます。

働き方の改革

◆ 幹部職員メッセージ

幹部職員が働き方改革の必要性のメッセージを全職員に対して継続的にメール配信しているほか、幹部自らもWLBに取り組むことを宣言。職員に向けて強いメッセージを伝え、組織全体でWLBの充実を目指しています。



◆ 各課のWLB宣言

各課がWLBについての目標を設定、宣言をしています。全職員が目標に向かって、自主的に業務改善等に取り組むことにより、全職員がWLBの認識を共有し、意識の醸成を図っています。



◆ 外部講師による講演、研修

大学教授や女性経営者等を招聘し、WLBや働き方改革等についての研修を実施。仕事の質と効率性を重視した働き方の意識改革を図っています。



◆ 超勤縮減

毎週水曜日を定時退庁日として庁内放送や超勤パトロールを実施するなど、徹底した超勤縮減に取り組んでいます。

◆ 休暇の取得促進

年間16日以上 of 計画的な年次休暇の取得を奨励しています。

育児等と両立して活躍できるための改革 / 女性活躍推進のための改革

◆ 育休者と先輩ママ職員との懇談会

育児休業により長期間職場を離れている不安や仕事と育児の両立に対する不安を解消できるよう、両立支援制度の説明や先輩ママ職員との情報交換を行う懇談会を開催しています。



◆ ランチミーティング

他部署の職員とのネットワーク形成や仕事と育児に関する情報交換を目的としたもの、幹部職員と育児中職員が仕事への向き合い方を意見交換するもの等、お昼休みを利用して、様々な形式で開催しています。



◆ 外部機関との連携

女性活躍推進を先進的に進める外部機関と連携してイベントに参画し、女性職員の意識改革、意欲向上につなげています。

◆ 女性カウンセラー・メンターの設置

仕事や育児の悩み事や職場での心配事を相談できるように、カウンセラー制度・メンター制度を導入しています。